

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

			管理No.
施設の名称	鼠ヶ関マリーナ	指定管理者	鶴岡市
所在地	鶴岡市鼠ヶ関地内	県担当課	港湾課
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日	(電話番号)	(023-630-2447)
検証期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		

検証項目		指定管理者による自己検証		県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運営業務の履行状況					
① 管理・運営業務の履行状況	・協定書や仕様書に基づき、当初の事業計画どおり実施できた。	評 価	《評価の理由》		
		B	協定書や仕様書に基づき、施設設備の管理、保守点検及び施設利用の調整など、適切に実施されている。		
② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	・施設利用者と一般の釣り客等とのトラブル対応 ・災害等による施設改修及び経年劣化による設備等の計画的な改善	《課題等の原因分析》 ・隣接地から施設内へ出入り可能な状況にある。 ・施設の経年劣化により不具合が生じている。			
課題、問題点への今後の対応	・現在、保管艇をけん引する牽引車が3台配備されておりますが、導入されてから経年経過しており、毎年修繕して使用しているところである。陸上保管の当該施設において牽引車は運営に不可欠な設備であるため、計画的な更新を検討していく必要がある。 ・令和7年度に発生した固定桟橋の腐食による利用者の事故では、鶴岡市が示談金を支払うことで対応している。指定管理者による日常管理のみでは、事故の予見が困難な場所もあることから、定期的に県の担当者から現場を確認してもらったうえで、適切な改修を行って頂くほか、相互の権限と責任の一致化を図るための施策を検討していく必要がある。 ・施設の計画的なLED化を検討していく必要がある。				
2 利用者からの要望等への対応					
① 意見・要望等及びその対応状況	・天候や季節に応じた利用時間の設定を求める意見があった(朝早く・夏場は日没まで利用したい) 【対応：早朝の門扉解錠サービスなどを実施】 ・防犯カメラの設置等防犯対策の充実 ・桟橋への階段の一部にスロープを設置してほしい ・料金(保管料)を下げてほしい 等	評 価	《評価の理由》		
		B	利用料金については、県港湾施設管理条例や協定書に沿って適正に設定しているもので、利用者の要望に応えられないものは止むを得ない。早朝開門など、可能な範囲で要望に対応している。		
意見・要望等への今後の対応	・利用時間、休業日については、人件費の負担が大きく、縮小について検討が必要。				
3 指定管理者制度活用効果					
① サービスの向上	・シーズン期間(4～9月)は要望があれば6:00から出港できるように対応。また、5月の連休については、毎日営業したが、夏季は定休日を設けた。早朝の門扉解錠サービスは遠方からの利用者に好評であった。 ・上下架代行、船舶検査立会い代行等の自主事業サービスを実施	評 価	《評価の理由》		
		A	利用者のニーズを的確に把握し、柔軟なサービス提供を実施している。		
② 経費の節減	・節電・節水・省資源・省エネに努めた	評 価	《評価の理由》		
		B	状況に合わせて経費の削減を図っていると評価できる。		
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	・地域の小学校によるヨット教室等でマリーナ利用を図る。他地域の学校からもマリーナ利用を積極的に受け入れ。 ・鼠ヶ関自治会と協力し、地域行事でのマリーナ利用促進に努めた。 ・地元事業者の一部業務を委託し、繁忙期の雇用確保に柔軟に対応している。	評 価	《評価の理由》		
		A	ヨット教室の開催、地域外の学校からのマリーナ利用等を通して、地域の交流・活性化に貢献している。		
総合的な評価		・利用者からの声を受け止めながら施設の管理運営について柔軟に対応しサービスの磨き上げを図っており更なるサービスの向上が期待できる。SNSを活用した情報発信も行い知名度向上にも取り組んでいる。利用者の船舶利用について地元自治会と協力するなど、地域の活性化に貢献している。			

【評価指標】

- A：仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
- B：概ね適正に実施されている。
- C：部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
- D：仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。